

株式会社MAGねっとホールディングス

代表取締役社長 小森 祐作

問合せ先：03-5643-0620

証券コード：8073

http://www.magnet-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を達成するために、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識しており、経営効率を高めるとともに、経営の透明性を図り、機動的な意思決定に対応できる経営管理組織の構築を実施しております。

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、取締役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しており、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役3名で構成しております。

監査役会は、4名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役3名）で構成されております。各監査役は高い専門的見地から取締役会、経営会議等に積極的に参加し、取締役の意思決定・業務執行の適法性について厳正な意見を述べております。また、会計監査人と会計監査の適正性に関し適時意見表明を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（％）
Q and Company 株式会社	15,199,070	78.12
株式会社ブルーバード	168,400	0.86
山本 清治	116,030	0.59
栗原 敬一	102,300	0.52
加藤 義和	72,400	0.37
日本証券金融株式会社	71,700	0.36
山本 百々代	66,430	0.34
棚沢 青路	50,700	0.28
平沢 隆	50,000	0.25
阿部 鋼	49,900	0.25

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック 既存市場

決算期

3月

業種

不動産業

（連結）従業員数

100人以上500人未満

（連結）売上高

100億円未満

親会社

Q and Company 株式会社(非上場)

連結子会社数

10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

Qand Company 株式会社は、当社の議決権の78.24%を保有する親会社等であり、当社の取締役3名中1名が同社の代表取締役を兼務しております。この兼務については当社の経営体制の強化や親会社との経営情報の交換を目的としたものであり、当社独自の経営判断が行われる状況にあることから、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

なお、その他役員における人的関係はございません。

当社グループとQand Company 株式会社との取引関係は資金の借入と利息の支払いのみであり、これについては市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

また、将来取引が発生する場合には少数株主の利益を害することのないよう業務執行の監視を行ってまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長 社長

取締役の人数 3名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ウィルボン由貴	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ウィルボン由貴	Q and Company株式会社 代表取締役	経営者としての豊富な経験と知見を有しており、当社の経営に対し、「監督と助言」をいただきたく、社外取締役として選任いたしました。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

監査役の人数 4名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人より、監査計画、監査結果等の説明を受けるとともに、定期的コミュニケーションを実施し、業務上や会計上の課題等の情報共有と意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査は、社長直結部門である内部監査室が担当し、内部監査計画に基づき、本社各部門、子会社の業務全般にわたる内部監査を実施しております。監査結果は監査対象部門に対する改善勧告とともに書面で取締役及び監査役に報告され、改善計画の作成・報告により内部監査の実行性を保っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
荒井 裕樹	弁護士									
梅田 泰宏	公認会計士									
鈴木 重雄	公認会計士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
荒井 裕樹		弁護士として培われた専門的な知識・経験等当社の監査体制に生かしていただくため。また、会社との関係は希薄であり経営面における独立性が保たれております。
梅田 泰宏		会計士として培われた専門的な知識・経験等当社の監査体制に生かしていただくため。また、会社との関係は希薄であり経営面における独立性が保たれております。
鈴木 重雄		会計士として培われた専門的な知識・経験等当社の監査体制に生かしていただくため。また、会社との関係は希薄であり経営面における独立性が保たれております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めること、監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、取締役及び監査役に対し、その報酬として新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況 全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第35期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役 5名 32百万（うち社外 - 名 - 百万円）
監査役 8名 9百万（うち社外7名 8百万円）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、十分な情報の伝達、取締役会・監査役会の開催通知、取締役・監査役報酬の支払、業務執行時の設備の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

（1）業務執行の方法

取締役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しており、経営を意思決定を迅速かつ効率的に行うため3名で構成しております。また、各役員および部門長で構成される幹部会議を毎週開催しており、経営意思を伝達するとともに、各部門の業務遂行と問題点を把握して、対応策の討議を行っております。

当社は取締役3名中1名が社外取締役であり、取締役会等の会議に出席し他の取締役との意見交換や経営に係る助言を行っております。

（2）監査、監督の方法

監査役会は4名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役3名）で構成されております。監査役は、取締役会、経営会議等に積極的に参加し、意見を述べております。

内部監査は、社長直轄の内部監査室を設置し、使用人一人を専属させており、監査計画に基づくグループ内部監査を実施しております。監査役、内部監査、会計監査人は必要に応じて協議し、3様の監査計画、監査実施状況及び結果について報告し意見交換を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に、財務情報の他、プレスリリース、決算短信、決算説明会資料を掲載しております。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社の体制および方針

1.業務の適正を確保するための体制について

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について、以下の通り決定しており、これに則して整備が行われております。

（１）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

会社全体の業務執行が適正かつ健全に行われるよう、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の確立に努める。また、監査役は内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

（２）取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の遂行にかかる情報を文書管理規程、稟議規程等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存する。それらは社外を含む役員が要求があるときは、いつでも閲覧に供せよう管理されねばならない。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア、会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスク管理規程に基づき重要なリスクカテゴリーごとの（例えば、財務、人事、経理等の）責任部署を定め、親会社の責務としてグループ全体のリスクを統括的、網羅的に管理する。

イ、不測の事態を想定した危機管理規程を策定し、関係者の教育および訓練を行う。取締役およびグループ監査部門は定期的にこれらの統制状況を点検し、是正や改善等を指示する。

（４）取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規程、業務分掌規程、取締役会規程等に従い、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制を採っている。また、意思決定プロセスのより一層の適正化を図るため、取締役会への弁護士、公認会計士およびその他の専門家の出席を確保している。

（５）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア、社内に役員から成るコンプライアンス推進チームをつくり、法令、定款その他社内規程および社会通念などを遵守した行動をとるための倫理規程、行動規範等を定め、その周知徹底と規範等の遵守の推進を図る。

イ、法令定款違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為に気づいた役員はコンプライアンス推進チームに相談する。

（６）当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社より各社の営業の状況を月次で報告させ、関係会社管理規程に基づき、親会社とグループ会社による合同ミーティングを定期的開催、市場問題、財務状況、業績予測などにつき適正な経営行動がとられているか等、親会社取締役による子会社指導が綿密に行われている。

また、親会社、MAGねっとホールディングスにグループ内部監査室を設け、グループに内在する諸問題または重大なリスクを伴う事象の発見に努め、グループ全体の利益を守る見地から、グループ各社の業務執行の適正性を確保する。なお、グループ内部監査室はMAGねっとホールディングスの内部監査機能を併せ持つ。

（７）監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項

当社は純粋持株会社であり、自ら行う事業を持っていない。したがって、支社あるいは支店を設置せず、本社は少人数による小規模組織で運営されており、監査規模からみて監査役室に所属し専ら監査役の職務を補助する使用人は置かない方針である。

（８）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ア、取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令ないし定款違反もしくは不正の事実、または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、随時、監査役会に報告しなければならない。

イ、取締役および使用人は、業務運用あるいは組織に重大な影響を及ぼす決定を行ったときは遅滞なく監査役会に報告する。

また、グループ内部監査室長は内部監査終了ごとに監査の方法および結果の概要を監査役会に書面で報告する。

（９）監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

ア、代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図る。

イ、取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要と考える業務執行会議への監査役の出席を確保する。

■ [その他](#)

1 . 買収防衛に関する事項

特に記載すべき事項はありません

2 . その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

